

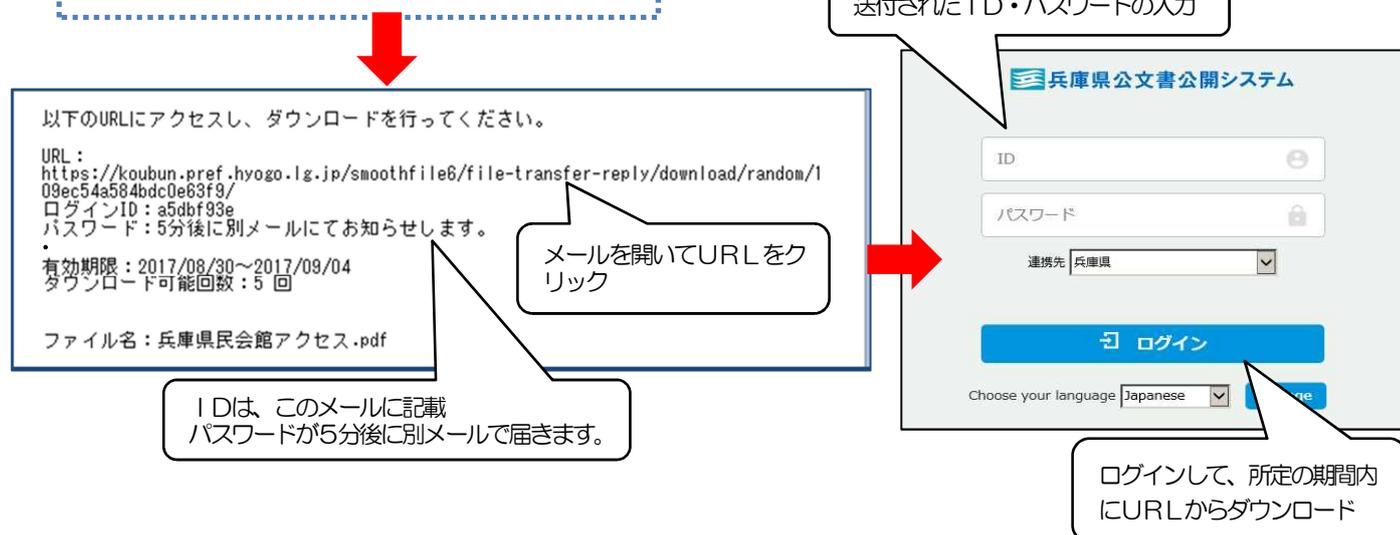
請求者のみなさまへ

公文書公開システムによる交付について

平成29年10月より、情報公開の対象文書を、パソコンを通じて受け取ることができます（有料）。遠方の方や庁舎に来庁できない方は、公文書公開システム（以下「公開システム」という。）による交付をご検討ください。

○公開決定等の連絡があったら…

- 公開システムでの交付を申し出てください。
- 費用を納付（現金、為替証書、納付書）
- メールアドレスをお知らせください。



○ 公開システムに関するQ&A

Q1 公開システムによる交付は有料ですか？

A1 はい。これまでも写し（コピー）の作成費用や郵送費用をご負担いただいていたように、公開システムでの交付に要する費用もご負担いただきます。

Q2 公開システムの費用はいくらですか？

A2-1 紙の公開対象文書の場合

当該文書をスキャナして電子ファイル化し、公開システムにより交付しますので、電子ファイルへの変換費用(1枚10円)と公開システムの費用(1件200円)を徴収します。

※例) 紙文書100枚を1回送信する場合、@10×100枚+@200×1回=1,200円

A2-2 公開対象文書が電子ファイルの場合

公開システムの費用(1件200円)を徴収します。

※例) 電子ファイルを1回送信する場合、@200×1回=200円

Q3 これまでどおり、コピーの郵送による対応を行ってほしいのですが…

A3 コピーの郵送による対応も引き続き行います。パソコンによる取得が可能な場合は、公開システムの利用もご検討ください。